

調査部 通信労働者ニ關スル調査ヲ行フ

第三章

第七條 本組合員ハ本組合ノ主義ニ共唱シ組合規約ヲ遵守シ併セテ
入會金五拾錢組合費一ヶ月金拾錢ヲ賦出スルモノトス

第八條 既納ノ組合費ハ一切返戻セス

第九條 本組合員ニテ不都合ノ行爲アリタル時ハ理事會ノ決議ニ依
リ除名スルコトアルヘシ

第十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長 一、理事長 一、理事 一、代議員 一、監事

一、組合長、理事長ハ理事會ニ於テ選舉シ組合長ハ本組合ヲ統轄
シ理事長ハ業務ヲ執行スルモノトス

一、理事ハ各支部役員ノ互選ニ據ル支部長ヲ以テシ組合長、理事長
ヲ補佐スルモノトス

一、代議員ハ各支部役員ヲ以テシ本組合ノ重要事項ヲ審議決議ス

11